

与那原町マリンタウン地区公有地活用事業 第一回募集要項等に関する質問回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	12	2	2	(2)	②	B街区の既存インフラについて	B街区の既存インフラ施設として、ガスは「引き込み不可」と記載があるが、脱炭素先行地域でもあるためガスはなるべく使用しない方が良いのか。あるいはプロパンガスを引いても良いのか確認したい。	「引き込み不可」についてですが、「当該街区周辺には引き込みが可能なガス管渠が無いため引き込みができない」という趣旨になっております。応募者におかれましては事業の必要性に応じてプロパンガス等を設置していただいております。
2	募集要項	14	2	2	(2)	③	C街区の既存インフラについて	C街区の既存インフラ施設として、ガスは「引き込み不可」と記載があるが、脱炭素先行地域でもあるためガスはなるべく使用しない方が良いのか。あるいはプロパンガスを引いても良いのか確認したい。	同上
3	募集要項	15	2	3	(1)	①	A街区の期待するサービス・機能について	3事業の基本方針において、A街区スポーツ・ウェルネス拠点施設の期待するサービス・機能の中で、「地域住民の心身の健康維持促進」とあるが、民間収益施設を維持運営するためには地域住民の利用の場合でも有償となる。期待するサービスとしては、何らかの地域インセンティブを検討することでよいか確認したい。	基本方針に記載されている通り期待するサービスの一つとして「地域住民の心身の健康の維持促進」を記載しております。趣旨としては町民も利用しやすい施設となることで、健康の維持促進になるということを想定しております。そのため、インセンティブも含めその方策(ハード・ソフト含む)は限定しませんが、町民の皆さんが利用しやすい方策(ハード・ソフト含む)を検討していただく事を想定しております。
4	募集要項	16	2	3	(2)		A街区とB街区の期待する機能について	A街区とB街区が徒歩圏内にあることから、期待する機能が相互に補完する施設であってもよい、と考えてよいか確認したい。	各街区のコンセプト(A街区＝スポーツ・ウェルネス拠点、B街区＝宿泊・滞在拠点、C街区＝芝生の交流拠点)を基本方針に示しております。各街区のコンセプトに沿っていて、かつ、3街区連携に繋がるのであれば、期待するサービス・機能が相互に補完する施設であっても構いません。ただし、資料4-1、資料4-2にて示されてる用途地域及び地区計画の範囲内で検討いただきますようお願いいたします。(募集要項p30参照)。なお、相互に補完する施設である場合は、その旨が分かるよう両街区の事業提案書に記載してください。(例えば、A街区の期待する機能をB街区に導入する機能として提案する場合、A街区事業提案書に「●●の機能はB街区にて補完」、B街区事業提案書に「●●の機能はA街区の補完」等)
5	募集要項	20	2	4	(1)		撤去費用の負担について	A街区事業にて「公社は既存施設の撤去を公社の責任と費用負担で実施」とあるが、施設を改修して使用する場合に、一部老朽化した部分を撤去する場合は、公社の費用負担で撤去すると考えて良いか確認したい。	募集要項p24(5)に記載されている通り、施設を改修して使用する場合に、一部老朽化した部分を撤去する場合は、公社とA街区事業者との撤去範囲の協議を行ったうえで公社の責任と費用負担で撤去することとしております(p24(5)参照)。
6	募集要項	4	1	3	(2)	②	撤去費用の負担について	A街区事業及びB街区事業の提案施設には「既存施設を撤去せずに改修又は活用する場合も含む」とあるが、施設を改修して使用する場合に、一部老朽化した部分を撤去する場合は、公社の費用負担で撤去すると考えて良いか確認したい。	募集要項p24(5)に記載されている通り、施設を改修して使用する場合に、一部老朽化した部分を撤去する場合は、公社とA街区事業者及びB街区事業者との撤去範囲の協議を行ったうえで公社の責任と費用負担で撤去することとしております(p24(5)参照)。
7	募集要項	25	3	1	(7)		脱炭素に関する機能について	東浜地区は環境省の「脱炭素先行地域」に選定されていますが、3街区の提案施設に太陽光発電や蓄電池を設置する計画とした場合、環境省の補助を受けて設置することは可能でしょうか。又はそれに向けて役場の協力は得られるものでしょうか。	本町の「脱炭素先行地域」事業による太陽光設置や蓄電池の設置支援は、第三者所有モデルで行うことで新電力会社を基幹産業に育成することを目的で行っております。そのため、直接補助ではなく、上記枠組みを利用することで設置が可能ですが、電力供給会社を変更する等のご協力をいただく必要がございます。仮に上記枠組みを利用する場合は、本町が環境省に提出している事業計画の変更が必要ですので、環境省との事前の協議の上予算の範囲及び期間内(令和5年度から令和9年度)であれば、当該事業として実施できる可能性があります。 先行地域内での施設については再生可能エネルギーを積極的に導入していただきたいと考えておりますので、本町としても協力していきたいと考えております。 なお、省エネの事業であれば環境省の補助が受けられる可能性は考えられます。「脱炭素先行地域」事業以外の国庫補助については、別途ご案内できますので、ご相談ください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
8	募集要項	5	1	3	(5)		契約方式について	優先交渉権者は基本協定締結後、各街区事業についてそれぞれ特別目的会社を設立し、各街区契約者となることが可能と考えて良いか確認したい。	特別目的会社を設立し、各街区契約者となることは可能です。但し、設立するすべての特別目的会社は、募集要項p34 2 「SPCを設立する場合の要件」の要件を満たしてください。
9	与那古浜公園 Park PFI 事業 公募設置等指針	15	2	2	(6)		特定公園施設について	A 街区の既存テニスコートがなくなると、町民の利便性低下が懸念される。そこで与那古浜公園に新設する場合、特定公園施設の工事費を活用することは可能か確認したい。	公募設置等指針p14 2 (1)「特定公園施設の種類」に記載されている通り、テニスコート等のエリア全体の賑わい創出へとつながるような特定公園施設として整備する場合は、建設に要する費用の9割以内の範囲で本町に対し、整備に要する費用の負担を求めることが可能です。 ただし、公募設置等指針p14 2 (4)「特定公園施設の計画・設計に関する事項」に記載されています「必須の事項」の要件を満たしてください。
10	与那古浜公園 Park PFI 事業 公募設置等指針	7	1	3			特定公園施設について	質問 9 を踏まえ、与那古浜公園にテニスコートを新設した場合、管理運営は役場にて行うことは可能か確認したい。	公募設置等指針p14 2 (1)「特定公園施設の種類」に記載されている通り、特定公園施設として整備された施設の管理運営は本町にて行います。